

Q28

当店に来店してくれた顧客に、商品を購入したかどうかにかかわらず、抽選で景品類を提供したいと考えています。この場合、提供できる景品類の最高額及び総額はいくらになるのでしょうか。

A

商品・サービスの購入を条件とせずに、来店者に対して景品類を提供する場合の取引の価額は原則100円となりますので、来店者を対象として行う懸賞(一般懸賞)において提供できる景品類の最高額は100円の20倍である2,000円となります。ただし、当該店舗において通常行われる取引の価額のうち、最低のものが100円を超えると認められるときは、当該最低のものを取引の価額とすることができます。

なお、提供できる景品類の総額は、懸賞実施期間中の当該店舗での売上予定総額の2%以内ということになります。

Q29

一般懸賞において提供できる景品類の総額は、懸賞に係る売上予定総額の2%以内と規定されていますが、結果的に、実際の売上総額が売上予定総額を下回り、景品類の総額が売上総額の2%を超えてしまった場合、問題となるのでしょうか。

A

売上予定総額について、合理的に算定したものではないなど根拠のない金額を売上予定総額とすることはできませんが、例えば、前年の同時期の販売実績や同種の懸賞企画を行った際の販売実績などを参考に、合理的に算定しているのであれば、結果的に、実際の売上総額が売上予定総額を下回り、景品類の総額が売上総額の2%を超えたとしても、直ちに問題とはなりません。